助成金をもらうために押さえておきたい共通のポイント

助成金は従業員が1名からでも貰うことが可能で、ポイントを押さえることでうまく活用することができます。
これから助成金を申請する、または検討している方に向けて、助成金を受けるためのポイントをご紹介いたします。

補助金と助成金の違い

事業主が申請してもらえるお金には、主に補助金と助成金があります。ただ、どちらも政策の意図がありますので、それぞれの要件と労働基準法や社会保険等の基準を満たす必要があります。

補助金は、主に国の年度予算の範囲で、公募があり選ばれた企業に支給されるものです。申請すれば必ず受給できるものではありません。

助成金は、主に厚生労働省が取り扱っており、企業が非正規社員から正規社員への転換を整備する際や、コロナ禍では雇用調整助成金のように、従業員に休業手当を支給し、雇用を継続する企業に支給するなど、法律を上回る環境を整備した企業に対して、申請して支給されます。

助成金で必ず必要となる書類と審査で確認されるポイント

厚生労働省系の助成金は、社員に関するものが中心ですので、申請には、該当する社員の賃金台帳と出勤簿の提出が必要です。

助成金は、労働基準法を守っていることが前提で、審査では、賃金台帳と出勤簿から必ず次の点が確認されます。

1.雇入日と雇用保険の取得日が同じ日か
2.残業代の未払いが発生していないか

残業代の支払いがクリアできれば8割は支給決定される

2.の残業代については、審査で一番指摘が多い箇所で、ここがクリアできれば8割支給決定です。

労働基準法では、原則、1週40時間、1日8時間（休憩時間を除く）で、週1日の休日が定められています（法定休日）。その時間を超えて、または法定休日に働かせた場合は、残業代を支払うことが定められています。

助成金の審査では、未払残業が発生していないか確認します。未払残業が発生していると指摘を受けた場合、その時点で支払えば審査は通りますが、助成金の対象とならない社員との調整をする必要がありますので、後払いとならないよう労働時間を管理することが大切です。

残業となる時間と残業とならない時間の境界線

残業代の計算には、残業となる時間とならない時間の境界線を決めます（労働時間の型）。

■サービス業のケース
・勤務開始時刻8時30分
・勤務終了時刻19時
・休憩1時間
・休日は週休2日、休日出勤は月平均2日

この場合は、1日の労働時間は19時－8.5時－1時間＝9.5時間です。休日出勤を1日して1週間6日勤務となった場合は（勤務時間は他の日と同じ9.5時間）、その週の残業時間は何時間でしょうか。

労働基準法の原則は、1週40時間（1日8時間×5日間）、1日8時間です。1日単位だと9.5時間－8時間＝1.5時間が残業時間で、6日目は、9.5時間が丸丸残業時間となり、1週間の残業時間は1.5時間×5日間＋9.5時間＝17時間が残業時間です。

1ヶ月の残業時間の試算では、月の労働日数を21日とした場合、21日×1日の残業時間1.5時間＝31.5時間。休日出勤2日分は、9.5時間×2日＝19時間。合計50.5時間の残業が発生していることに。

今回の例のように6日目の勤務があれば、6日目が丸丸残業時間としてカウントされるため、カウントされない例外的な労働時間の取り扱いとして変形労働時間制という考えがあります。

1ヶ月間や1年間で週平均40時間となれば、特定の日が8時間を超えても、6日勤務で週40時間を超えた時間でも残業となりません。

このような視点で審査では残業時間と残業代の過不足を確認しています。

合法的に週6日勤務を可能にする変形労働時間制とは？

変形労働時間制で運用するには、その旨を就業規則に規定したり、労働基準監督署に変形労働時間制の協定届を提出して、初めて法律的有効性が認められます。

助成金の検討と同時に労働時間の型を改めて確認する

申請を検討する段階で、まずこの残業となる時間とならない時間の境界線、労働時間の型を確認する必要があります。また併せて、残業時間に対する残業代の検討も必要です。

2020年4月から施行された改正労働基準法で中小企業でも、月45時間を超える残業をさせた場合、原則労働基準法違反となりますが、助成金の審査では、現時点、残業代の未払いがないかという視点で審査されていますので、この残業代を支払い済みであれば審査は通ります。

また、残業が予めあったものとみなして固定で支給する給与の構成でも構いません。

残り2割の共通要件とは？

上記以外の主な共通要件は、下記の通りです。

(1)雇用保険適用事業所の事業主であること
(2)申請期限内に申請すること
(3)過去に助成金を不正受給していないこと
　平成31年4月1日以降に雇用関係助成金を申請し、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない事業主は申請できません
(4)労働保険料を滞納していないこと（納期限に納付していなくとも完納していれば大丈夫です）
(5)性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主は申請できません
(6)事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりがないこと

まとめ

助成金は、年度単位で変更されますが、要件さえクリアすれば必ず受給できるものです。

助成金を申請するにあたって、現状の労働時間と残業時間を確認してみてください。そして、無理のない制度設計で助成金を活用できれば、会社にとっても助かる資金助成となり、社内の労働環境が整うことにも繋がりますので、上手に活用してみてください。

※本記事は、2021年3月時点での情報をもとに執筆しています。助成金に関する最新の情報は厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

有限会社人事・労務 サムライ会メンバー
社会保険労務士
WAKコンサルティング株式会社　代表取締役
キクチ ノリヤス
菊地 登康

平成17年から社会保険労務士の業務に就き、実務手続きや問題社員対策、就業規則やルールブック作成、チームビルディング研修等を実施。また、社長がつくりたい組織をつくる経営者コーチングも行い、近年は、健康経営推進のサポートや、産業保健職や産業医とも連携を図り、産業保健分野にも注力。

コクヨマーケティングのホームページで「助成金」がいくらもらえるか
かんたん５分無料診断実施中。

詳しくは　コクヨマーケティング　助成金　検索

Office Renewal お客様の声

株式会社トータテハウジング 様

リニューアルの狙い

働き方とオフィスを変えることにより、「場所に縛られず仕事ができる環境」「スムーズな情報交換」「お客様の満足を引き出すプレゼン」などの“社員が理想とする働き方”を実現したい

ブランド発信・クリエイティブ新拠点 TOUM TOTATE HOUSING DESIGN STUDIO[toum(トウム)] としてリニューアル。3Fはオフィス、2Fはショールームと打ち合わせスペースで構成。
第33回日経ニューオフィス賞　中国ニューオフィス推進賞 受賞

社内プロジェクトチームを結成し、ワークショップや社員ヒアリングを実施。実現したいことを「ワークスタイル」と「ワークプレイス」の2軸で整理

ワークスタイル	ワークプレイス
フリーアドレス ●ペーパーレス ●どこでも仕事ができる ●クラウド利用で情報共有	気分の切り替えができる場 ●リフレッシュスペース ●リラックスコミュニケーション
モードに合わせて場を選択 ●共同作業、ディスカッション ●リラックスして会議できる など	効率的に働ける環境 ●共有ライブラリー ●個人ロッカー ●コピー機の適正配置 など

※一部を抜粋して掲載

オフィスフロア　部門の垣根を超えた交流を実現するオープン空間

社員の主体性や情報共有の活発化を促進するために、固定席から、フリーアドレスに変更。併せて、クラウド導入によるペーパーレス化を実施。場所に縛られず、働くことができる環境に。

部屋の中央に設けたタッチダウンスペース。ハイテーブルで構成し、座って仕事をしている人と通りすがりの人との視線の高さが合い、会話のきっかけが生まれやすい空間に。

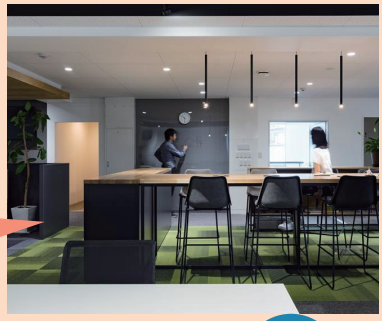

スライド式のホワイトボード。スムーズに『打ち合わせ⇔執務』へと移行することができる。

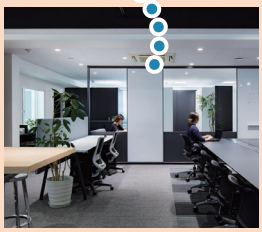

ショールーム・接客フロア　ブランド発信拠点・お客様⇔会社のコミュニケーション空間

打ち合わせスペースは、「インテリアの体感」をキーワードに、デザインテイストが異なる6種類の部屋を設置。

実際の色味や質感を見たり触れたりして確認することができるマテリアルライブラリー。

POINT

2階の接客フロアにある「ダイニングキッチン」は、仕事中のオンオフ切り替えの場として社員も利用。お客様の生の声や来訪された時のリアクションを感じることができます。

リニューアルに際して、社内プロジェクトを立ち上げ、働き方の改革も併せて行いました。課題の一つであった「部署間の連携」は、フリーアドレスの導入やミーティングしやすい設えにすることで解決に向かっています。また、クラウド導入によるペーパーレス化にも挑戦。オフィス外でも必要な情報にアクセスできるようになったことから、業務効率化が進み、ワークスタイルの改革につながっています。

インタビューにご協力いただいた(左から)
株式会社トータテホールディングス　経営企画部 デジタルデザインマネージャー 若狭伸 様／広報企画部 主任 北宮愛子 様
株式会社トータテハウジング　設計部インテリアコーディネーター室 浜下恭子 様／課長 平谷直樹 様

プロジェクトチーム主導によるワークプレイス・ワークスタイル変革で、「会社⇔お客様」「社員⇔社員」のコミュニケーションの連鎖を生む空間へ

お客様情報

株式会社トータテハウジング

所在地 | 〒730-0052 広島県広島市中区千田町二丁目5番44号
設立年 | 昭和50年4月26日
従業員数 | 108名(平成29年9月現在)
事業内容 | 注文住宅の設計・監理・施工、分譲住宅の設計・監理・施工